

高木剪定業務特記仕様書

受注者は各項目を遵守、業務施工にあたるものとする。

1. 現場代理人は、業務現場に常駐し、監督員の指示に従い、業務現場の取締り及び業務施工に関する一切の事項を処理しなければならない。
2. 受注者は、関係諸法規を遵守することはもちろん、第三者に損害等を与えないよう万全の対策をとらなければならない。
3. 受注者は、業務施工前に施工計画書を提出して、監督員の承認を受けなければならない。
4. 受注者は、随時作業内容および作業人員・作業場所を発注者に報告しなければならない。
5. 土曜、日曜、祝日等官公庁が休日の時は原則として作業を行ってはならない。ただし、業務履行上特別な理由があり、官公庁の休日又は早朝、夜間に作業を行う場合は監督員に事前に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。
6. 機械操作中は、作業箇所を限定し、立入禁止の標示を行い、安全柵等の適切な設備により囲い、危険防止に努めなければならない。また特に事故等の恐れのある危険箇所については、保安要員を配置すること。
7. 受注者は付近住民等に、作業実施箇所、日時等を事前に書面で周知するとともに、安全管理を行うこと。
8. 園内等へ車両を乗り入れるときは、交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。
9. 高木剪定
 - ① 剪定は、占用する空間の制限、風圧による転倒などの予防、特別な樹形の保持生育、開花等の調整、病虫害及び枯損枝の発生防止を目的とする。
 - ② 頂枝は一つにすること。
 - ③ 樹勢を衰弱させる徒長枝、土用芽（ヒコバエ）、幹吹き等は剪定する。
 - ④ 病虫害による被害のある枝で、その生育及び感染して、他の樹木の生育に害を及ぼす恐れのあるものは切除すること。
 - ⑤ 古枝で先端部が大きな瘤になっているもの、又は割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を除去し若い枝に切り返すものとする。
10. 資源循環エネルギーセンターへの搬入について

資源循環エネルギーセンターへの搬入については、搬入許可条件を遵守すること。また詳細については監督員の指示に従い、次の事項を遵守すること。

 - ① 搬入時間

午前9時30分～午前11時30分
午後1時00分～午後 3時30分

② ゴミの分別

燃えるゴミと燃えないゴミと分けること。

③ 搬入許可証

搬入確認証は通し番号を台帳に記載し、当日に処分する必要台数のみ交付する。なお受注者の都合により処分できなかった場合は、必ず監督員に返却すること。なお交付時間は平日午前9時00分～午後5時30分（正午～午後0時45分は除く）とする。

④ 搬入許可条件

幹・枝・支柱等は直径7cm以下及び長さ50cm以下にすることはもちろん運搬時にゴミが散乱しないようシート等を掛けること。

1 1. 業務期間及び業務内容について

業務期間 契約締結日 ～ 令和6年11月12日まで

具体的な施工場所及び業務内容等については、別途設計図書、図面等にて指示するものとする。

1 2. 現場代理人の兼任について

他の業務の現場代理人または専任を要しない主任技術者との兼任を認める場合は、次のすべての条件を満たす場合とする。ただし、単価契約または病気、出産、育児、介護、退職等の特別な事情により発注者が兼任を認める場合は、この限りではない。

① 予定価格が1,000万円未満の業務であること

② 兼任する業務の請負金額の合計が3,500万円未満であり、かつ、件数の合計が4件以下であること。

③ 入札通知等で兼任を認める業務である旨を明示した業務であること。

④ 兼任させようとする現場代理人が、請負金額1,000万円以上の現場代理人又は主任技術者でないこと。

⑤ 営業所における専任の技術者でないこと。

⑥ 兼任する業務が吹田市発注であり、かつ、現場が吹田市域内または吹田市域に隣接している業務であること。

⑦ 発注者または監督員が求めた場合には、業務現場に速やかに向かう等の対応ができること。

⑧ 発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。

1 3. 兼任承認後の適正な業務の執行について

① 受注者は、常駐義務の緩和の趣旨をよく理解し、発注者との常時の連絡に支障をきたすことがないよう努めること。

② 兼任を認められた現場代理人は、必ず兼任するいずれかの業務現場に駐在すること。

③ 現場代理人を兼任する業務現場において、現場体制に不備が生じたり、安全管理の不徹底により、発注者が、現場代理人の業務現場における運営、取締まり及び権限の行使に支障がある、又は発注者との連絡体制が確保されないと判断した場合は、兼任の承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする。

- ④ 上記に記載がない事項については、監督員の指示に従うこと。
- ⑤ 虚偽の記載があったときは、指名停止等の処置を行う場合がある。
- ⑥ 主任技術者は２級造園施工管理技士以上の有資格者又は１０年以上の実務経験者に限る。

1 4. 疑義

本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

除草・剪定業務特記仕様書

受注者は次の各項目を遵守し、業務施工にあたるものとする。

1. 現場代理人は、業務現場に常駐し、監督員の指示に従い、業務現場の取締および業務施工に関する一切の事項を処理しなければならない。
2. 受注者は、関係諸法規を遵守することはもちろん、第三者に損害等を与えないよう万全の対策をとらなければならない。
3. 受注者は、業務施工前に施工計画書を提出して、発注者の承認を受けなければならない。
4. 受注者は、随時作業内容および作業人員・作業場所を発注者に報告しなければならない。
5. 土曜、日曜、祝日等官公庁が休日の時は原則として作業を行ってはならない。ただし、業務履行上特別な理由があり、官公庁の休日又は早朝、夜間に作業を行う場合は監督員に事前に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。
6. 業務履行中、器具等で樹木、施設等を損傷しないよう十分注意しなければならない。
7. 機械操作中は、作業箇所を限定し、立入禁止の標示を行い、安全柵等の適切な設備により囲い、危険防止に努めなければならない。また特に事故等の恐れのある危険箇所については、保安要員を配置すること。
8. 受注者は付近住民等に、作業実施箇所、日時等を事前に書面で周知するとともに、安全管理を行うこと。
9. 園内等へ車両を乗り入れるときは、交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。
10. 除草・剪定等おもな工種の留意点は、次の通りとする。

① 除草

- (ア) 除草は美観維持と植栽地内の植栽植物の健全育成、雑草繁茂の防止、草地区域の草丈抑制を目的とする。
- (イ) 除草着手前に、除草区域内にある石、空缶等障害物はあらかじめ取り除くこと。
- (ウ) 刈むら、刈残しのないように均一に刈込むこと。刈高は、監督員の指示のほかは原則として地際とする。
- (エ) 樹木、生垣、柵等に絡んでいるつる性雑草等もきれいに除去すること。

(オ) 一回目の除草は、市内全域の公園、遊園、緑道、緑地を同時に着手するため、監督員が指示する以外は後述の施工期間を遵守すること。

② 剪定

(ア) 剪定は、占用する空間の制限、特別な樹形の保持、生育、開花等の調整、病虫害および枯損枝の発生防止を目的とする。

(イ) 剪定は、水系等を用いて、設計図面で記載する刈高、刈幅の出来形になるよう刈込むこと。また特に監督員の指示がある場合はそれに従うものとする。

(ウ) 生垣剪定は、枯損等を切り取った後、上面は平らに刈り、側面は上部の方が下部より狭くなるように刈込むこと。

(エ) 監督員が指示する以外は花後剪定とする。

③ その他

(ア) 除草、剪定した刈草、枝葉、ゴミ等の処分については、監督員の指示に従いすみやかに処理すること。

(イ) ブロアー等の使用については、粉塵、騒音などの防止に努めるとともに、通行人、民家、駐車場等の近くでの使用は禁ずる。

11. 作業が完了したときは、清掃・後片付けを完全に行い、監督員の検査を受けなければならない。監督員が手直しの必要があると認めた場合には、不合格の箇所を所定の期間までに完全に手直ししなければならない。これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

12. 資源循環エネルギーセンターへの搬入については次の通りとする。

資源循環エネルギーセンターへ搬入については搬入許可条件を厳守すること。また、詳細については発注者の指示に従い、次の事項を遵守すること。

① 搬入時間

午前 9 時 30 分 ～ 午前 11 時 30 分

午後 1 時 00 分 ～ 午後 3 時 30 分

② ゴミの分別

燃えるゴミと燃えないゴミに分けて処分すること。

③ 搬入確認証

搬入確認証は通し番号を台帳に記載し、当日に処分する必要台数のみ交付する。なお受注者の都合により処分できなかった場合は、必ず監督員に返却すること。なお交付時間は平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分（正午～午後 0 時 45 分は除く）とする。

④ 搬入許可条件

幹、枝、支柱等は直径 7 cm 以下及び長さ 50 cm 以下にすることはもちろ

ん、運搬時にゴミが散乱しないようシート等を掛けること。

13. 施工期間については、概ね次の通りとし、具体的な施工場所及び業務内容等については、別途「業務数量内訳書」にて指示する。

① 除草

1回目 令和6年 6月中旬 ～ 令和6年 7月下旬

2回目 令和6年 9月中旬 ～ 令和6年10月31日

② 剪定

春 契約締結日 ～ 令和6年 7月下旬

秋 令和6年 9月中旬 ～ 令和6年10月31日

14. 除草1回目、春剪定施工完了後、完了図書を提出すること。

完了検査を受けることにより、部分払い（中間金払い）をおこなうものとする。

15. 設計図書の用語の補足説明

- ① 除草とは、刈込のみ、集草、積込、運搬、処分等一連の作業をいう。
- ② 刈込のみとは、草等を刈る作業をいう。
- ③ 集草とは、刈った草等を集めて集積する作業をいう。
- ④ 集草のみとは、飛散した草を近傍の草地に戻す作業をいう。
- ⑤ 積込とは、集草した草等を車に積込む作業をいう。
- ⑥ 運搬とは、現場内および資源循環エネルギーセンターまで積込んだ草等をトラックで運ぶ作業をいう。
- ⑦ 処分とは、資源循環エネルギーセンターに草等を搬入し処分することをいう。
- ⑧ 清掃とは、刈込の障害および刈込のみの施工区域にあるガラ、空缶、空ビン等ゴミを指定場所に集積、またはくずかごに投入する作業をいう。
- ⑨ 集草処分とは、集草、積込、運搬、処分等一連の作業をいう。
- ⑩ 平坦とは平坦、または勾配が1：2より緩い斜面をいう。
- ⑪ 法面とは勾配が1：2より急な斜面をいう。
- ⑫ 剪定とは、剪定、小切り、清掃、後片付け、運搬、処分等の一連の作業をいう。

16. 現場代理人の兼任について

他の業務の現場代理人または専任を要しない主任技術者との兼任を認める場合は、次のすべての条件を満たす場合とする。ただし、単価契約または病気、出産、育児、介護、退職等の特別な事情により発注者が兼任を認める場合は、この限りではない。

- ① 予定価格が1,000万円未満の業務であること
- ② 兼任する業務の請負金額の合計が3,500万円未満であり、かつ、件数の合

計が4件以下であること。

- ③ 入札通知等で兼任を認める業務である旨を明示した業務であること。
- ④ 兼任させようとする現場代理人が、請負金額1,000万円以上の現場代理人又は主任技術者でないこと。
- ⑤ 営業所における専任の技術者でないこと。
- ⑥ 兼任する業務が吹田市発注であり、かつ、現場が吹田市域内または吹田市域に隣接している業務であること。
- ⑦ 発注者または監督員が求めた場合には、業務現場に速やかに向かう等の対応ができること。
- ⑧ 発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。

17. 兼任承認後の適正な業務の執行について

- ① 受注者は、常駐義務の緩和の趣旨をよく理解し、発注者との常時の連絡に支障をきたすことがないように努めること。
- ② 兼任を認められた現場代理人は、必ず兼任するいずれかの業務現場に駐在すること。
- ③ 現場代理人を兼任する業務現場において、現場体制に不備が生じたり、安全管理の不徹底により、発注者が、現場代理人の業務現場における運営、取締まり及び権限の行使に支障がある、又は発注者との連絡体制が確保されないと判断した場合は、兼任の承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする。
- ④ 上記に記載がない事項については、監督員の指示に従うこと。
- ⑤ 虚偽の記載があったときは、指名停止等の処置を行う場合がある。
- ⑥ 主任技術者は2級造園施工管理技士以上の有資格者又は10年以上の実務経験者に限る。

18. 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。